

# 上田市地域防災計画見直し検討事項

「現計画の記載内容」の記載は「上田市防災計画 震災対策編」から抜粋


検討事項	現計画の記載内容	課題	考え方																								
1 災害対策本部体制の強化	<p>災害対策本部の設置順位について</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容 6 対策本部の設置場所 (P103) 本庁舎が被災した場合等は、市対策本部の予備施設として、以下の順位で設置するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>消防会館</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>丸子地域自治センター</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>真田地域自治センター</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設置場所	第1順位	消防会館	第2順位	丸子地域自治センター	第3順位	真田地域自治センター	<p>災害時に本庁舎が使用不能となった場合に備え、予備施設を設けて設置順位を定めていますが、施設の耐震化等を考慮した上で設置順位を見直す必要があります。</p>	<p>設置順位の設定にあたっては、建物の耐震化、非常用電源の確保、無線通信の整備等を考慮して見直すものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>ひとまちげんき・健康プラザ</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>真田地域自治センター</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>丸子地域自治センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料2 参照</p>	設置場所	設置場所	第1順位	ひとまちげんき・健康プラザ	第2順位	真田地域自治センター	第3順位	丸子地域自治センター								
	設置場所	設置場所																									
	第1順位	消防会館																									
第2順位	丸子地域自治センター																										
第3順位	真田地域自治センター																										
設置場所	設置場所																										
第1順位	ひとまちげんき・健康プラザ																										
第2順位	真田地域自治センター																										
第3順位	丸子地域自治センター																										
<p>避難場所に対応する職員体制の構築</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容 2 組織、配備基準 (P96)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救援対策班</th> <th>市民参加協働推進課</th> <th>1 人及び人家の被害調査に関すること。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民参加協働推進課長</td> <td>市民参加協働推進課</td> <td>2 食糧の調達供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民課長</td> <td>市民課</td> <td>3 <u>避難所の開設・管理及び避難経路に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td>税務課</td> <td>4 り災者の避難誘導に関すること。</td> </tr> <tr> <td>収納管理課長</td> <td>収納管理課</td> <td>5 り災者の指導及び収容に関すること。</td> </tr> <tr> <td>分掌事務3のみ</td> <td></td> <td>6 連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>教育総務課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>学校教育課</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	救援対策班	市民参加協働推進課	1 人及び人家の被害調査に関すること。	市民参加協働推進課長	市民参加協働推進課	2 食糧の調達供給に関すること。	市民課長	市民課	3 <u>避難所の開設・管理及び避難経路に関すること。</u>	税務課長	税務課	4 り災者の避難誘導に関すること。	収納管理課長	収納管理課	5 り災者の指導及び収容に関すること。	分掌事務3のみ		6 連絡調整に関すること。	教育総務課長	教育総務課		学校教育課長	学校教育課		<p>避難場所の開設・管理を救援対策班が担当しており、大規模災害時には一つの班だけでは、避難場所の開設・管理ができない恐れがあり、複数の部局で担当する必要があります。</p>	<p>避難場所の管理運営の担当部局をあらかじめ指定し、災害発生時には迅速に職員を配置できる体制になるように見直すものとします。</p> <p>資料2 参照 資料2 - 3 参照</p>
救援対策班	市民参加協働推進課	1 人及び人家の被害調査に関すること。																									
市民参加協働推進課長	市民参加協働推進課	2 食糧の調達供給に関すること。																									
市民課長	市民課	3 <u>避難所の開設・管理及び避難経路に関すること。</u>																									
税務課長	税務課	4 り災者の避難誘導に関すること。																									
収納管理課長	収納管理課	5 り災者の指導及び収容に関すること。																									
分掌事務3のみ		6 連絡調整に関すること。																									
教育総務課長	教育総務課																										
学校教育課長	学校教育課																										
<p>職員の応急活動計画等の整備</p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 活動体制計画 第3 計画の内容 1 職員の非常参集体制の整備(P19) (1) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。 (2) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第2節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容 2 組織、配備基準 (P96) 市は、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。</p>	<p>休日、勤務時間外においても、迅速な応急活動体制の構築を図るため、災害発生時に効率的に対応できるマニュアルの整備が必要です。</p>	<p>1 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を図るものとします。また、マニュアルに基づいた訓練を実施し、マニュアルの実効性を検証するものとします。</p> <p>2 災害対応の長期化に備え、業務継続のための職員のバックアップ体制の構築を図るものとします。</p> <p>資料2 参照</p>																								

事項	現計画の記載内容	課題	考え方
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 避難所開設・運営体制の見直し</p> <p>広域避難場所開設のあり方について</p>	<p>第2章 予防計画 第10節 避難収容活動計画 第3 計画の内容</p> <p>2 避難場所等の確保 (P35)</p> <p>市は、避難に供する施設として、初期避難場所(隣組程度が避難できる規模の空地等)、第一次避難場所(自治会単位で避難できる場所)、広域避難場所を避難場所として指定する。</p> <p>ア 初期避難場所：自治会が開設・管理  イ 第一次避難場所：自治会が開設・管理  ウ 広域避難場所：市が開設・管理  エ 特別避難場所：市が開設・管理  オ 福祉避難場所：施設の長が開設・管理(社会福祉施設の利用)</p> <p>このほか、必要に応じて代替避難場所を決めておく。</p>	<p>広域避難場所には、浸水想定区域や土砂災害危険箇所、耐震性が確保されていない施設などがあります。</p> <p>(1) 避難場所を「災害の種別に応じて開設する」ことを検討する必要があります。</p> <p>(2) 震災時の広域避難場所の開設基準を明確にする必要があります。</p> <p>(3) 震災時の避難は、校庭など屋外での一時避難を周知する必要があります。</p> <p>(4) 地域に適切な公共施設がない場合は、民間施設の避難場所利用が必要です。</p>	<p>1 安全な避難を確保するために、災害の規模、種別に応じて避難場所を開設することが必要です。また、「避難場所」を「避難地(校庭など)」と「避難所(体育館など)」に役割を分け、震災時には校庭などの避難地において一時(いつとき)避難を行うものとします。また、自治会が開設管理する一次避難場所においても、同様の考え方を取り入れるものとします。</p> <p>(1) 災害の種別【震災・風水害】に応じて開設する避難場所を決めておくものとします。</p> <p>(2) 開設の基準になる震度を予め決めておくものとします。(概ね震度5弱以上の地震)</p> <p>(3) 広域避難場所の避難地、避難所の使い分けを明確にするものとします。</p> <p>(4) 避難場所の計画的な閉鎖・統合について決めておくものとします。</p> <p>2 地域に広域避難場所に適する公共施設がない場合は、民間施設を避難場所として活用を図るものとします。</p> <p>3 自治会が開設・管理する第一次避難場所についても、「避難地」と「避難所」の役割に応じた避難を行うものとします。</p> <p>資料2-1参照</p>
	<p>第3章 災害応急対策計画 第11節 避難収容活動 第3 活動内容</p> <p>4 避難所の開設・運営 (P134)</p> <p>市は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) ...</p> <p>(2) 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。この際、要援護者への特別な配慮がなされた既存の福祉施設にも収容するよう努めるものとする。</p> <p>...</p> <p>(6) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>第2章 第14節 生活必需品の備蓄・調達計画 (P43)</p> <p>災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。【災害時の主な生活必需品】</p> <p>寝具(タオルケット・毛布等) 衣類(下着・靴下・作業着等)等</p>	<p>避難場所運営マニュアルを整備する必要があります。</p> <p>行政、施設管理者、自主防災組織と連携した避難場所の運営組織を構築する必要があります。</p>	<p>1 良好な避難生活が行われるように、避難場所運営マニュアルを整備するものとします。</p> <p>2 自主防災組織など住民が主体となる避難場所運営組織の構築を図るものとします。</p> <p>3 避難場所での男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。特に女性専用のもの干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとします。</p> <p>4 女性や子ども、障がい者などの個別ニーズを把握し、災害時の備蓄品の充実を図るものとします。(4は、第14節 生活必需品の備蓄・調達計画 P43)</p> <p>資料2-1参照</p>

事項	現計画の記載内容	課題	考え方
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 避難所開設・運営体制の見直し</p> <p>在宅避難者等の把握と対応</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第11節 避難収容活動 に記載する。(P129)</p>	<p>東日本大震災では、被災した自宅や車中で避難生活を送る被災者が多数いました。その実態把握が困難で、必要な支援が十分に行き渡らないなどの問題があり、対応が必要です。</p>	<p>在宅や車中での避難生活は、プライバシーが確保できるため、避難場所以外で避難生活する人が多数います。このため、在宅避難者等の把握に努め、必要な支援を図るものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 状況の把握 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の役割 <p>在宅避難者等の生活の場所、状況及び要望等を近隣住民、自主防災組織や防災関係機関等の協力を得ながら把握に努めるものとします。</p> </li> <li>(2) 在宅避難者等の役割 <p>在宅避難者等は、市又は消防等に現況を連絡するものとします。</p> </li> </ol> </li> <li>2 災害時要援護者への対応 <p>在宅避難等の災害時要援護者へは、近隣住民、民生児童委員、自主防災組織などとの連携により支援を行うものとします。</p> </li> <li>3 エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防 <p>避難生活での健康維持を図るため、避難所や仮設住宅入居者を対象に定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病等の予防に努めるものとします。<b>資料2-1参照</b></p> <p>生活不活発病：体を動かす機会が減り、心肺機能や筋力が低下してしまうもので、高齢の被災者に相次ぎ発生し健康維持が課題になった。</p> </li> </ol>
<p>広域的な避難を要する場合の活動</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第11節 避難収容活動 に記載する。(P129)</p>	<p>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合の対応が必要です。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大規模災害が発生し、被災者が上田市以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広域の避難・収容が必要と判断される場合は、県に支援を要請するものとします。</li> <li>(2) 市外に避難する必要が生じたときは、避難先の市町村に避難場所の提供及びその他の災害救助の実施を協力するよう要請するものとします。</li> <li>(3) 市外に避難を行う場合は、避難者の把握、避難先の指定を行い、予め定めた避難輸送方法により避難させるものとします。</li> <li>(4) 市外に避難する避難者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるように努めるものとします。</li> </ol> </li> </ol>

事項	現計画の記載内容	課題	考え方
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 避難所開設・運営体制の見直し</p> <p>応急仮設住宅等の確保</p>	<p>第2章 災害予防計画 第10節 避難収容活動計画 第3 計画の内容</p> <p>3 住宅の確保体制の整備 (P36)</p> <p>(2) 供給体制の整備</p> <p>ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。</p> <p>ウ 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら確保しておく。なお、建設用地には市有地をあて、本部長が別に定める。</p> <p>第3章 災害予防計画 第11節 避難収容活動 第3 活動の内容</p> <p>5 住宅の確保 (P136)</p> <p>(1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。</p> <p>(2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。</p> <p>(3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。</p> <p>ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。</p> <p>イ 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。</p> <p>ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。</p> <p>エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。</p>	<p>大規模災害が発生した場合、応急仮設住宅等の住宅の確保する必要があります。</p> <p>また、仮設住宅の入居にあたり、地域コミュニティが維持できるように配慮することが必要です。</p>	<p>1 県と市は連携して避難者に住宅の提供ができるように努めるものとします。</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県に対して、応急仮設住宅等の提供を要請するものとします。</p> <p>(2) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数を要請するものとします。</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設のため、市公有地等を提供するものとします。</p> <p>(4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとします。</p> <p>(5) 被災周辺の市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとします。</p> <p>2 仮設住宅の入居にあっては、従来のコミュニティが維持されるよう配慮するものとします。</p> <p>(1) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり、生活の不活性などを防止するための心身のケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとします。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとします。</p>

事項	現計画の記載内容	課題	考え方				
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 大規模災害時の活動体制の構築</p> <p>広域的な応援に対する受け入れ</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 広域相互応援活動 第3 活動の内容</p> <p>3 受援体制の整備 (P106)</p> <p>他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保するものとする。</p> <p>また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備するものとする。</p> <p>【参考】第5節 自衛隊災害派遣活動 第1 基本方針 (P114)</p> <p>大規模な災害が発生したときには、市及び県だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。</p> <p>このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。</p> <p>また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、地域防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="587 905 1525 1035"> <tr> <td>本庁舎内連絡事務室</td> <td>公有財産管財班が指定する場所</td> </tr> <tr> <td>派遣部隊受け入れ及びヘリポート</td> <td>自然運動公園、上田古戦場公園、千曲川市民緑地グラウンド</td> </tr> </table>	本庁舎内連絡事務室	公有財産管財班が指定する場所	派遣部隊受け入れ及びヘリポート	自然運動公園、上田古戦場公園、千曲川市民緑地グラウンド	<p>大規模災害時の広域的なライフラインの被害に対する復旧活動に対し、関係事業者と行政の緊密な連携が必要です。</p>	<p>1 災害時相互応援協定に基づく、応援要請をした場合の職員の活動を支援する宿泊場所等の確保や自衛隊の派遣要請の受け入れは現計画において記載があります。</p> <p>2 大規模災害時の電気、電話、ガス、水道などライフラインの被害の復旧支援や情報共有を図るため、ライフライン関係事業者、県及び広域市町村と連携した組織体制の整備を図る必要があります。</p>
本庁舎内連絡事務室	公有財産管財班が指定する場所						
派遣部隊受け入れ及びヘリポート	自然運動公園、上田古戦場公園、千曲川市民緑地グラウンド						
<p>長野県市町村災害時相互応援協定に基づく連携強化</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第3節 広域相互応援活動 第3 活動の内容</p> <p>1 応援要請 (2)消防以外に関する応援要請 (P105)</p> <p>ア 他市町村に対する応援要請</p> <p>市長は、地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等の定に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に対して長に応援要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。</p>	<p>東日本大震災を受け、「長野県市町村災害時相互応援協定」の内容が見直されました。</p> <p>今後は、情報交換や訓練などを通じた連携を図る必要があります。</p>	<p>長野県市町村災害時相互応援協定を改定(H23.12.16)し、被災市町村の要請の有無にかかわらず、代表市町村は先遣隊を派遣するなど、迅速な支援が行える体制整備と情報共有を図ることになりました。また、本協定を実効あるものにするため、ブロック内及び応援先ブロックと連携した防災訓練や情報交換を定期的実施するものとし、</p> <p><b>県単位で災害時の相互応援を行う「長野県合同支援チーム」(チーム長野)にも積極的な参画を図るものとし、</b></p>				
<p>帰宅困難者の対策</p>	<p>第2章 災害予防計画 第10節 避難収容活動計画 に記載する。(P33)</p>	<p>避難収容活動計画に帰宅困難者への対策を講じる必要があります。</p>	<p>避難収容活動計画に、帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するための避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるように体制の整備を図るものとし、</p> <p>また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図るものとし、</p>				

事項	現計画の記載内容	課題	考え方
3 大規模災害時の活動体制の構築	<p>第3章 災害応急対策計画 第18節 廃棄物の処理活動 第3 活動の内容</p> <p>1 ごみ、し尿処理対策 (P145)</p> <p>(4) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。</p> <p>2 廃棄物処理の広域応援</p> <p>発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。</p>	<p>大量の災害廃棄物を処理するまでの間の仮置き場の確保をする必要があります。</p> 	<p>災害に伴って発生する粗大ごみや不燃性ごみ等は発生量が膨大であり、一時的な仮設置場を設けるものとします。 現計画のとおり。</p> <div data-bbox="2421 548 2703 753" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>H2282矢出沢川の溢水により排出された災害廃棄物 (仮置き場=交流・文化施設建設用地)</p> </div>
4 原子力災害への対応	<p>第2章 災害予防計画 第15節 危険物施設等災害予防計画 第3 計画の内容</p> <p>6 放射性物質使用施設災害予防計画 (P46)</p> <p>放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策に万全を期している。</p> <p>しかし、消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。</p> <p>(1) 市は、県、関係機関及び消防機関と連携し、所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。</p> <p>(2) 市は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第20節 危険物施設等応急活動 第3 活動の内容</p> <p>6 放射性物質使用施設応急対策 (P149)</p> <p>地震災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、施設管理者は迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図るとともに、これを市、県及び関係機関に通報するものとする。</p> <p>放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、県、関係機関及び放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。</p> <p>その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。</p>	<p>原子力災害に対する備えが無く、今回の福島第一原子力発電所の事故を教訓にした計画の策定が必要です。</p>	<p>長野県地域防災計画「原子力災害対策編」に準じて上田市地域防災計画に「原子力災害対策」の計画を新設するものとします。</p> <p>資料2-2「長野県地域防災計画」原子力災害対策編</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総則 目的、対象とする災害</li> <li>2 災害に対する備え 原子力防災に関する知識の普及と啓発、訓練の実施</li> <li>3 災害応急対策 情報収集、モニタリングの実施、健康被害の防止、屋内避難、避難誘導等の防護活動、飲食物等の摂取制限、県外からの避難者の受け入れ等</li> <li>4 災害からの復旧・復興</li> <li>5 核燃料物質等輸送事故対策</li> </ol> <p>県に準じた計画内容とします。</p>

事項	現計画の記載内容	課題	考え方
業務継続性の確保	第2章 災害予防計画 第3節 活動体制計画 に記載する。(P19)	災害発生時に応急活動を行う一方で、市の行政サービスのうち、継続すべきものは一定のレベルを確保して業務を継続するための計画が欠かせません。	1 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとします。 2 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、また、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に対応した体制の見直し、計画の改訂等を行うものとします。
孤立地域対策	第3章 災害応急対策計画 第12節 孤立地域対策活動 第2 主な活動 (P38) 1 孤立予想地域に対しては市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救助・救急活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。	東日本大震災では、道路等の寸断による孤立だけでなく、通信手段が途絶える集落も多数発生したため対策が必要です。	情報の途絶による孤立防止のため、防災行政無線や衛星携帯電話など移動系の無線機器等を配備して、非常時の通信手段の整備を図るものとします。 現行の計画のとおり。
観光地の災害対策	「節」を新たに設けて計画に記載します。	上田市には年間約460万人の観光客が訪れます。土地に不案内の観光客に対して防災情報等を提供する他、安全な観光地づくりへの取り組みが必要です。	地理に不案内な観光客や外国人旅行者に対する情報提供体制、避難誘導體制の確立等、防災対策の充実に努めるものとします。 また、観光地の危険箇所等の把握や点検、情報共有する仕組みづくりを図るものとします。 1 観光地の災害予防計画 2 観光地の災害応急対策 (1) 基本方針 (2) 主な取り組み (3) 計画・活動の内容 ア 観光地での観光客の安全確保 イ 外国人旅行者の安全確保
男女共同参画の視点による防災対策	第3章 災害応急対策計画 第11節 避難収容活動 第3 活動の内容 4 避難所の開設・運営 (P134) (6) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。 「節」を新たに設けて計画に記載します。	女性の視点を取り入れた防災対策への取り組みを強める必要があります。計画の策定や地域での活動にも女性の視点を取り入れることが必要です。	第2次上田市男女共同参画計画を踏まえ、次の項目について、防災計画に反映するものとします。 1 防災分野における女性参画の拡大 防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、政策・方針決定過程や被災者支援への女性の参画拡大を図るものとします。 2 平常時・災害時における対応 男女のニーズの違いに配慮した災害用備蓄品の購入のほか、避難所に更衣室や授乳場所等を優先的に設置するよう努めるものとします。 3 男女共同参画の視点による災害時対応マニュアルの策定 災害発生時の対応に関する各種マニュアルについて、男女共同参画の視点を取り入れるものとします。

5 その他事項の対応

事項	現計画の記載内容	課題	考え方
被災者等への的確な情報提供	<p>第2章 災害予防計画 第2.2節 災害広報計画 第3 計画の内容</p> <p>1 被災者への状況提供体制 (P58)</p> <p>(1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。</p> <p>(3) ホームページ等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。</p> <p>(4) 住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備確認を行う。</p> <p>(5) (4)のほか、住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</p>	被災者へのきめ細かな情報の提供が必要です。	<p>1 災害情報などを、インターネットやメール、ケーブルテレビ、有線放送などの他、ツイッターなどのソーシャルメディア、臨時災害放送局の設置なども活用して情報を多角的に発信し多くの人に伝達する仕組み作りを図るものとします。また、発信した情報のフォローに努めます。</p> <p>2 避難情報などは、自主防災組織、消防団、消防署などによる直接的な声かけにより個々に伝達する体制の整備を図るものとします。</p> <p>3 情報の途絶による孤立防止のため、防災行政無線や衛星携帯電話の配備など、非常時の通信手段の整備を図るものとします。</p> <p>4 災害発生時には、被災者及び住民等からの問合せ、安否確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、適切な対応が行える体制を整えておくものとします。</p>
5 その他事項の対応 義援金等の配分決定の体制	第3章 災害応急対策計画 第3.7節 義援物資、義援金の受入れ体制 (P175)	大規模災害時には、国民や企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等公正かつ円滑な実施が必要です。	<p>1 義援物資については、被災者のニーズを把握し「受入を希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間などを呼びかけるものとします。</p> <p>2 混乱防止のために「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要があります。 <b>変更「個人が直接送る義援物資は…」</b></p> <p>3 義援金の受入・配分は、市本部が配分計画を立て、日本赤十字社、社会福祉協議会などの関係機関で構成する義援金配分委員会を設置するものとし、県に配分委員会が設置されたときは、県の委員会に事務を引き継ぐものとします。</p>
自主防災組織、消防団の育成と活性化方策	<p>第2章 災害予防計画 第6節 消防・水防計画 第3 計画の内容 (P24)</p> <p>第2章 災害予防計画 第3.4節 自主防災組織等の育成に関する計画 (P78)</p>	地域の防災を支える組織の育成強化が必要です。	消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、団員の加入促進を図り、団の活性化推進と育成強化を図るものとします。自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、消防団経験者等の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るものとします。また、両者の円滑な連携を促すものとします。
総合的な被災者相談窓口の設置	第4章 災害復旧計画 第5節 被災者等の生活再建等の支援 第3 活動の内容 1.1 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 (P189)	被災者が気軽に相談できる総合的な窓口が必要です。	災害発生直後の避難所での相談窓口を設置するほか、生活再建時の相談窓口を設置するものとします。
医療機関との連携体制の強化	第6節 救助・救急・医療活動 第2 主な活動 (P118)	災害時の防災関係機関と医療機関との連絡体制の強化が求められます。	行政と医療機関の他、消防、警察、自衛隊等とも連携を図り、急性期における災害医療機能の強化を図るものとします。